

平成29年度 産業保安グループの 働き方改革について

平成30年4月4日

経済産業省 産業保安グループ

平成29年度 産業保安グループの働き方改革について

- 産業保安グループ約120名により、課室横断的に、運営方針の明確化や、政策実現に向けた職員の動機づけ、ワークアウトなどの無駄な業務を洗い出す取組を実施。なお、産業保安関連法令手続の電子化に向けた合理化・簡素化など一部の取組については、産業保安監督部と一緒に実施した。
- 取組が評価され、2017年10月には、経済産業省内において優秀賞を受賞。
- 加えて、2018年3月に政府全体で行われた「ワークライフバランス職場表彰」において国家公務員制度担当大臣表彰に選出された。



平成29年度ワークライフバランス職場表彰の様子

平成29年度 産業保安グループの働き方改革の概要

取組の背景

- 本省及び産業保安監督部においては、業務増大、人員減・高齢化、専門性の希薄化等が進み、将来的に、制度を適切に運用し保安を確保していくことができなくなるおそれ。
- WLBを改善だけでなく、必要なリソースを産み出すためにもこれまでの働き方を抜本的に改革する必要。

取組の効果

- 産業保安法令手続の簡素化・合理化と電子化による官民のコスト削減（監督部側6割、事業者側3割の業務コスト削減の見込み）。
- 7、8月の総超勤時間は前年同月比減。
（7月：6%減、8月：6%減）

取組の内容

（1）方針の明確化

- 技術総括・保安審議官訓辞のポイントをグループ・監督部職員に配布。業務効率化含めたグループの業務運営方針を局議でオーソライズ。
- ワークショップを実施しながら、個々の職員に落ちるようなミッションを練り上げ。

（2）業務状況の認識共有

- 「原課サポーター制度」（グループ全体をまとめる保安課に各課室とのリエゾンとなる職員を指名）により、現場レベルでの課題の早期発見等を実施。

（3）無駄な業務の洗い出し

- 合宿での議論を通じ、法令手続の簡素化・合理化、電子申請システムの要件を検討。
- ワークアウト（職員によるグループごと業務改善をプレゼンし決裁者が即断即決）を実施。

（4）働く環境の改善

- グループ内課室を一同に見渡せる座席配置に変更。また、一部課室の島の形を風車式に変更し、コミュニケーションを活性化。

（5）ゆう活勉強会等の積極的な開催

- ゆう活勉強会、視察、有識者ヒアリング等を開催。

【ファシリテーションを学ぶワークショップの様子】



誰も教えて
くれなかった

保活・仕事復帰準備 ミニブック

産業保安グループ
G内ワークアウト L班

平成30年1月

はじめに

この「保活・仕事復帰準備ミニブック」（以下、本リーフレット）は、新たな家族を迎える方々のために、今後も働き続けるためにはという意識の元、育休期間の決め方や大切なお子様の預け先をどのように考えたら良いかをこれから出産・育児を経験する方々やその上司等、また人事・庶務担当方々の参考となる資料が出来たらと産業保安グループワークアウトにて作成しました。

今後、少しでも皆さんのお役に立てる資料となれば幸いです。

平成30年1月

※注意※

本リーフレットでの内容は一例であり、常勤職員のケースを想定しています。

保育園の基準等は各自治体により相違があったり、育休の取得可能時期等の各制度は作成時点での情報です。あくまでも初めの気づきとして参考程度にとらえてください。

もくじ

1. 入門編	
① 産前・産後、育児休業期間	2
② 大切な我が子の預け先ナビ＜いろいろな選択肢＞	3
2. 基本編	
① 保活（保育園活動）の第一歩とスタートするタイミング	5
② 保活年間スケジュール	6
3. 応用編	
① 復帰へ向けた対策	7
② 先輩からのアドバイス	8
4. その他	
① 参考情報	9
② このリーフレット作成に関して	9

登場人物紹介



あらた よねこ
新 米子

今年初めてママになる
経済産業省職員。
仕事と育児の両立に苦戦
しながらも頼れる先輩の
アドバイスをもらいつつ
日々奮闘中！



頼れる先輩

米子の元上司
3人の子育てを経験済みの
公私共に頼りになる先輩。
昔は今ほど子育て制度も
充実しておらず、嵐のような
育児期を乗り切った
肝っ玉母ちゃん



あらた よねお
新 米男

今年初めてパパになる経済産業省職員。
勉強熱心な性格で育児情報を得意のインターネットで
調べ米子をサポートする良き夫

1. 入門編

1
入門編

2
基本編

3
応用編

4
その他

①産前・産後、育児休業期間 ※常勤職員の場合

※制度に関する参考文献※
秘書課作成「両立支援ハンドブック」P7、11

産前休暇・・・出産予定日の6週間前から出産まで（多胎妊娠の場合は14週間前から）

産後休暇・・・出産日翌日から8週間を経過する日まで

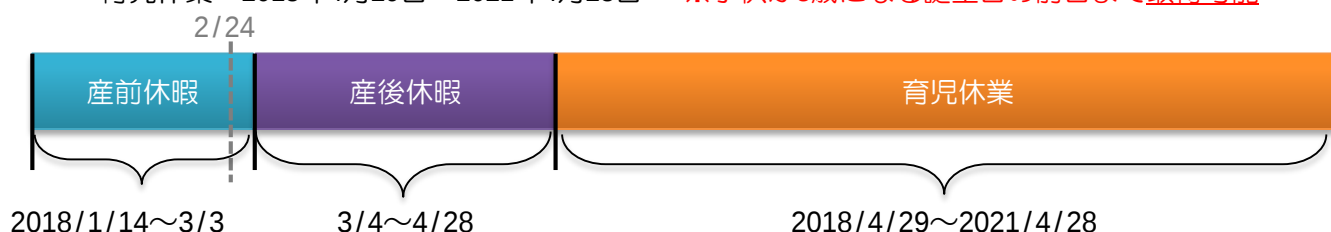
育児期間・・・お子様が3歳に達する日（満3歳の誕生日の前日）まで取得可能



①育児は制度として3歳前まで取得出来ますが、待機児童が多い地域ではのんびりしてもらえません!! ⇒詳しくは6ページ
②育児期間の延長は原則1回のみ可能です。期間設定は慎重に。

【例】出産予定日が2018年2月24日、実際の出産日が3月3日だった場合

- 産前休暇：2018年1月14日～3月3日（当初は2月24日まで）
- 産後休暇：2018年3月4日～4月28日 ※実際の出産日がずれた場合は、実際の出産日の翌日から開始
- 育児休業：2018年4月29日～2021年4月28日 ※子供が3歳になる誕生日の前日まで取得可能



私、里帰り出産を希望していてどうしても飛行機に乗らないといけないのだけれど、大丈夫かしら・・・

里帰りの時期は必ずお医者さんに相談をして決めた方がいいわね。
国内の航空会社の大半は**出産予定日を含め28日以内（妊娠36週以降）**は医師の診断書が必要になるようよ。
飛行機の移動はどうしても時間がかかるから、万が一に備えて安定期の終わる妊娠28週までを目安に余裕をもって済ませておきたいわね。



産前休暇に入る時期は既に安定期は過ぎているみたいです。どうしたらいいかしら・・・

所属の課室長や直属の上司などと要相談して産前産後休暇に**年次休暇を組み合わせる**事もできるわよ。



年休が残り少ないようです・・・

米子さんの場合、ちょうど年明けを挟むから**1月に年次休暇が20日間付与(※)**されるわよ。
ただし、年休は20日間翌年に繰越しができるから、再来年復帰を考えている場合、年休を使い過ぎちゃうと復帰後の年休が少なくて困ることになるかも。
赤ちゃんはしょっちゅう体調を崩すこともあるから、復帰後の事も良く考えて使った方が良いわね。



なるほど～参考になります！

※ 採用時期等により日数が変わる可能性がありますので
不明な場合は担当庶務までお問い合わせ下さい

参考



▼産休・育休はいつから？産前・産後休業、育児休業の自動計算
<http://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/leave/>

出産予定日を入力すると産前・産後休暇や
育児休業の開始時期を自動計算してくれるサイトです

私でも簡単に調べられるわ♪



②大切な我が子の預け先ナビ<いろいろな選択肢>



認可、認証、認定こども園・・・
たくさんありすぎて正直何が違うのか
さっぱり分からないわ・・・

ネットで調べてみたら、申込先によって
種類や保育料が違ってくるようだ



その1

申込先・・・役所(市区町村)

役所が1箇所できりまとめているもの

認可

認可外

【申込先】役所（市区町村）

【申込時期】年間を通じて随時入園受付あり（ただし、年度途中は待機児童が優先入園）

大規模な募集は4月入園。⇒スケジュールは6ページ参照

【保育料】世帯所得に応じた額で同一市区町村内は同じルール。自治体によって違う

第2子、第3子の軽減がある

【支給認定（※）】あり

支給認定 (※)			種類	分類
1 号	2 号	3 号		
●	●		認可 認可保育園 (法令上は「保育所」 が正式名称)	公立 市区町村立。保育士は公務員なので園 を超えた人事異動がある。「公設民 営」は運営を民間に委託。
			定員20人以上で国が定める設置基準 (広さ、保育者数、設備、管理面で満 たすべき基準)を見だし認可されてい る施設。 両親共に働いている家庭の0歳～就学 前の子どもが通える保育施設。	私立 社会福祉法人立の園が多く、最近株 式会社やNPOが設立した園も増加。園 ごとに個性(食育に力を入れるなど) がある。
●	●	●	認定こども園	幼保連携型 幼稚園の機能と保育園の機能を併せ持 つ施設
			幼稚園と保育園の両方の機能を持たせ るために国が基準を定めた、教育・保 育を一体的に行う施設 ※まだ数は少ない	幼稚園型 認可幼稚園に保育園的な機能を備えた 施設
				保育所型 認可保育園に幼稚園的な機能を備えた 施設
				地方裁量型 各市区町村の基準に基づいた教育・保 育施設
	●		小規模保育 (小規模認可保育所)	A型 全員が保育士の有資格者
			定員6～19人の小規模な保育で、0 ～3歳未満児(3号)を対象 ※3歳以上になるときに再度保活の必 要あり	B型 半分以上が保育士の有資格者
				C型 家庭的保育者(保育ママのグループ保 育)
	●		家庭的保育 (保育ママ)	定員5人以下で家庭的な保育が特徴
	●		事業所内保育事業	地域枠 他の保育園などと同様に役所に申し込 む枠
			会社など事業所の保育施設で従業員の 子どもと地域の子どもと一緒に保育す る。	

※参考文献※9ページ4.②記載の参考書籍一覧を参考に作成

(※) 支給認定とは 幼稚園や保育所(保育園)、認定こども園、地域型保育を利用するために受ける必要がある認定のこと。
子どもの年齢や保育の必要性に応じて以下の区分があります。区分により利用できる施設や時間が変わります。

1号認定 保育の必要性を認定されない満3歳～小学校就学前までの子どもが対象(幼稚園を利用)

2号認定 保育の必要性を認定される満3歳～小学校就学前までの子どもが対象

3号認定 保育の必要性を認定される0歳～満3歳未満までの子どもが対象

- 【申込先】各施設
 【申込時期】年間を通じて随時入園受付あり
 大規模な募集は4月入園。⇒スケジュールは6ページ参照
 【保育料】施設ごとに違う。入園金など別途負担がある。
 世帯所得が高くても低くても同一保育料。
 第2子、第3子の軽減は施設により異なる
 【支給認定】なし



前ページ記載の役所(市区町村)へ認可保育園等の申込をしていた(する予定)としても、こちらの各施設へ平行して申込する事も可能。ただし、希望の認可保育園等の入園が決まった場合は、漏れてしまった方のために速やかにキャンセルの連絡を各施設へ入れるようにしましょう。

種類		分類	
事業所内保育事業	会社など事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。	従業員枠	事業所の従業員が利用できる枠。事業所の直接申込
預かり保育がある幼稚園	幼稚園としての夕方までの保育(一時預かり)を行う園。私立で増えている。		
認可外		認証保育所・横浜保育室など(補助対象保育施設)	待機児童解消などの狙いから自治体が独自に助成する保育施設。認可保育園の基準より緩やかな基準を設けて、自治体が認定・認証を与える。施設への直接申込が多い。
認可外保育施設	役所への申込と違い入園の申込は各施設に行く。先着順の所も多い。	認可を受けない保育ママや事業所内保育所	認可は受けないが、それぞれ自治体、事業主の補助を受ける施設。企業主導型事業所内保育所。認可外だが国の補助金を受けるものも。
		ベビーホテルや託児施設	公的な助成を受けていない。保育の質はさまざまなので、見学等で直接見てしっかり選ぶ必要がある。
助っ人保育(一時的・臨時的)	入園の申込は各施設にする。支給認定は不要。 ※仕事復帰前に事前の登録をしておく と急な利用にも対応しやすい	ファミリーサポートセンター	「育児を手伝いたい人」と「育児の手伝いが欲しい人」を市区町村がマッチングする会員組織・有償ボランティア活動。市区町村またはその委託を受けた法人が運営。
		病児・病後児保育	保育園・医療機関などに付設された専用スペースなどで保育や看護ケアを行う。公費の補助を受ける。
		ベビーシッター・病児シッター	ベビーシッター会社などにより依頼者の自宅に登録シッターが派遣されるもの。

※参考文献※9ページ4.②記載の参考書籍一覧を参考に作成

参考

霞ヶ関近辺の保育所

霞ヶ関近辺にも以下の保育施設があります。(平成30年1月現在)

- ・かすみがせき保育室(文部科学省)
- ・ココファン・ナーサリー霞が関(国土交通省)
- ・キッズスクウェア永田町(衆議院第二議員会館)
- ・ふくろう保育室(厚生労働省)
- ・農林水産省1号館保育室(農林水産省)

以下の厚生企画室イントラより月初めの空き状況や各施設の詳細を確認出来ますが、手続きや現状の空き具合等、詳細につきましては直接各施設にお問い合わせとなります。

<http://newintra-hp/qqqbbbo/refresh/hoikujyo/hoikujyo.htm>

2.基本編

1
入門編

2
基本編

3
応用編

4
その他

①保活（保育園活動）の第一歩とスタートするタイミング

自治体が発行する入園案内を入手する事が保活の第一歩！！



保育園に子どもを預けるためにはいつぐらいに何をどんな風にすれば良いのかしら・・・

僕たちの住んでいる千代田区でも希望する保育園に入れない“待機児童”が多いみたいだよ。少しでも早いうちから保育園情報を集めて入園までの手続きをスムーズに進めるための活動を「保育園活動＝保活」なんて言うみたいだね。ただ、ネットの情報は膨大すぎてどこから手を付ければよいのやら・・・



そうね。何をしてもいいか焦るわよね。
まずは自分が住んでいる自治体の保育園入園案内を入手してみてもどうかしら？

米男さんのようにインターネットで情報を収集する方法もありますが、実際に子どもを預けるのは自分の住んでいる地域の保育園などです。

まずはお住まいの自治体が発行する案内を入手する事が保活の第一歩です。

自治体の窓口で直接足を運んで入手したり、インターネットで などのキーワードで検索すると入園案内が掲載されているのでダウンロードしてみましょう。



入園を希望する年度の案内はまだ出ていない事も多いですが、例年同じような案内なので前年の案内でも十分これからの保活の予習として活用出来ます。

共働きを希望している場合、子どもを保育園に預けられるかどうかは死活問題だからね・・・
ひとまずネットで千代田区の案内を入手したよ！



米男さん早速ありがとう！
申込時期や保育料、区内の保育園場所や選考基準など細かく決められているのね



基本的には似通っているけれど、自治体によって若干ルールが違うから、必ず自分の自治体の入園案内をチェックしてね！



保活は妊婦時代にスタートを切るのが鍵

2ページにあるとおり、育児休業は子供が3歳になる誕生日の前日まで取得可能ですが、待機児童が多い地域では保育園の入園事情によって復帰時期を決める人も多いようです。

- ① 保育園は4月が一番入りやすい(卒園・進級による大規模な募集があるため)
- ② 1歳児クラスよりも0歳児クラスの方が入りやすい園が多い
(1歳児クラスの募集は欠員補充＋αだが、0歳児クラスは定員枠が全て選考対象となるため)

といった入園事情があるからです。

認可保育園の競争率が高い地域では、認可を希望していても入れないことが多いため、**認可が第一希望でも自治体の助成を受ける認可外などに併せて申込をしておく**家庭も多いようです。

産後すぐは睡眠時間もままならなくて保育園の事を考える余裕がなくて苦労したわ。
妊娠中も大変だったけれど、出産前のある程度心積もりしておく余裕ができるわよ。



②保活年間スケジュール

入園が厳しい地域では、保活の時期が早まっているようよ。
0歳児入園を狙う場合のスケジュール例を立ててみたわ。
同じ生まれ年でも、産まれた時期によって入園までの道のりが少し違ってくるのよね。



※あくまでも目安としての例示です。時期や詳細については各自治体に要確認下さい



※参考文献※「保育園に入りたい！2018年版」より抜粋



保育園は年間を通じて随時入園受付があるけど、年度途中は待機児童が優先入園となるようだよ。
大規模な募集がある4月が入園の最大のチャンスなんだね。

3.応用編

1
入門編

2
基本編

3
応用編

4
その他

①復帰へ向けた対策



仕事復帰してから子どもが病気になったらどうしたらよいのかしら・・・

預け先にもよるけど「熱が37.5℃以上ある」「下痢や嘔吐がある」などの場合登園できないのが一般的よ。
入園して2年ぐらいは急な保育園からの呼び出しがある事を覚悟して対策をしておくのがベストね。



対策 その1

パパとママで交替して休む！

就学前の子どもであれば子ども1人につき年間5日間の「看護休暇」があります。
※職員の場合、特別休暇[有休]
看護休暇を使いつつ、パパ・ママ要相談で交替しながら乗り切りましょう。

対策 その2

実家の祖父母などにヘルプを頼む！

近場に実家がある場合であれば、実家の祖父母に協力をお願いするというのも一つ。
ただし、**祖父母でもいきなり病気の子どもの任せられても困ります。**

- ・子どもが元気なときにパパ、ママなしで過ごす予行練習をして、お互いに慣れておいてもらう
- ・病院に連れて行ってもらうときは、保険証等はもちろん、母子手帳やお薬手帳を併せて渡して詳しく最近の症状などをメモなどで渡しておく
- ・お世話になったら感謝の気持ちをきちんと表現する

ということをしておくのがベターでしょう。

対策 その3

病児・病後児保育、ベビーシッター、その他のサービス利用

以下の助っ人サービスを利用するのも対策の一つです。
事前に登録が必要となる場合がほとんどですので、育児休業中に登録を済ませておくと急な病気などでも慌てずに済みます。

病児・病後児保育

病気の急性期・回復期で集団保育が困難な子どもを、認可保育園や医療機関内の専用保育室で預かる。受入れ可能な病状は施設で異なる。
定員枠は1日数名等で事前登録や医師からの紹介等が必要な場合も。

ベビーシッター

ベビーシッター会社が、登録シッターを時間制で派遣する制度。預ける側の自宅で保育に当たるのが一般的。
時間の融通がきき、病児・病後児もOKな会社もある事も。
ただし、**料金が高い場合が多い。**

ファミリーサポートセンターなど

同じ地域の「育児を手伝いたい人」と「育児の手伝い欲しい人」を市区町村がマッチングする制度。
ベビーシッターより低料金。
信頼関係をベースにしたボランティア的保育なので、無理は禁物です。

子どもの体調が悪そうなときは、**早めに小児科を受診したり、無理をさせずにお休みをしておく**方が結果的には症状を長引かせない（子どもも辛くないし、自分も早く仕事に戻る）で済むわよ。



②先輩からのアドバイス



保活や育休を体験した先輩達の苦い経験など、アドバイスをまとめてみました



保育園見学は必須です！

大切な我が子が一日の大半を過ごす事になる保育園。
園のホームページやパンフレットだけでは分からないことも多く、園ごとの特色を自分の目でみて確かめることは重要です。

見学は予約制の園も多く、認可の4月入園申込締切間際は混み合う事もあるので余裕をもってアポを取った方がよいです。



入園後は“ならし保育”があります

入園後、ほとんどの保育園で“ならし保育（なれ保育、ゆっくり保育）”と言って段階を踏んで子どもに保育園に慣れていってもらうという事を行います。

期間は施設や子どもの状況により異なります。

育休の終了期間を検討する際はこの“ならし保育”も見込んだ検討が必要です。



第2子以降の復帰時期は要注意

既にきょうだい児が保育園に入園している場合で継続してその園に在席したい場合、復帰時期は要注意！

育児休業中のきょうだい児継続通園には期間が設定されている事がほとんど。

例えば、ある自治体では、育児休業にかかる子どもが満1歳に達する年度の翌年度の4月30日までの期間など。



保育園申請は勤務証明が必要

認可保育園申込の際は来年度以降も継続して勤務が見込まれる「**就労証明書**」の提出が夫婦それぞれ必要。（認可外は施設による）

そのため、配偶者が年度単位で勤務契約をしている場合、保育園への入園が困難な事も...

また、育休後、復帰したことを証明する書類の提出や、毎年継続して通園する際にも就労している事を証明する書類が必要になります。



転居の検討は早めに！！

育休復帰前に転居を考えて居る場合は早めに住民票の移動を済ませておく方がよいです。

認可保育園は市区内在住の方の優先度が高いため、転居のタイミングによっては市区内在住と認定されない事もあります。



育休手当金について

「育児休業手当金」については、原則、子の1歳の誕生日までの期間支給されますが、申し込んでいた保育所への入所ができなかった等特別な事情がある時、場合によって、1歳6か月に達するまでの期間、請求が出来ます。（秘書製作「両立支援ハンドブック」P12参照）

この際の申込の保育所は“認可”保育園の場合のため、“認可外”のみの申込をしていて入所出来なかった場合は延長が出来ません。

※常勤職員（共済組合員）の場合



地域の情報はママ友から！

自治体開催の母親学級や新生児向けイベントでママ友を作り情報交換するのも重要。

地元でどの小児科が通いやすいか、設備の良い児童館や公園情報など耳よりな話もあったりするので、無理のない範囲で仕事とは違った交友関係を広げるのもいいですね。

実際体験してみないと分からない事がたくさんですね。
先輩達のリアルな声が聞けて今後の参考になります！



4.その他

1
入門編

2
基本編

3
応用編

4
その他

①参考情報

METI子育て支援WEBパパママクラブ

<http://newintra-hp/qgbbbb/ikuji/metipapamamaclub10.htm>

省内の仕事と家庭の両立に奮闘中の職員向けのネットワークの場。不定期なBBLも開催されている。これから、出産予定の職員の方も「プレパパ・ママ」として登録可能。

福利厚生を活用

※共済組合員に限る

<http://newintra-hp/qgbbbo/kyosai/honshou-shibu/fukuri-kousei/top.htm>

福利厚生で契約しているサービスに“育児サービス”“託児・ベビーシッター”の割引メニューも。共済組合員は全員利用出来るサービスなのでチェックしておくとい良いでしょう！

搾乳スペースについて

<http://newintra-hp/qgbbbo/厚生企画室HP/施設案内/sakunyu.htm>

別館1 1階診療所内に搾乳スペースが提供されています。授乳中に復帰された方も安心ですね。

仕事と育児の両立制度の参考資料(人事院／秘書課)

人事院や秘書課では、以下のような仕事と育児を両立する方のための制度のハンドブックを作成しています。

- ・両立支援ハンドブック（人事院）

<http://www.jinji.go.jp/ikuzi/handbook.pdf>

- ・両立支援ハンドブック（秘書課）

<http://newintra-hp/qgbbbb/160527両立支援ハンドブック（P31のみ修正）.pdf>

②このリーフレット作成に関して

本リーフレットの作成にあたり参考にした書籍一覧です。

- ・『日経DUAL,保育園に入りたい！2018年版』（2017年）羽生祥子編／日経BP社
- ・『bizmombizmam2012年冬号』（2012年）荒川悦子編／(株)ベネッセコーポレーション
- ・『日経DUAL,共働きファミリーの仕事と子育て両立バイブル』（2014年）長野洋子編／日経BP社
- ・『はじめての保育園』（2014年）(株)保育園を考える親の会編著／主婦と生活社
- ・『miku秋冬合併号No.50』（2017年）高祖常子編／(株)ブライト・ウェイ

※本リーフレットで使用しているキャラクターについては

“いらすとん（<http://www.irasuton.com/>）”より無料利用可能なイラストを使用しています